

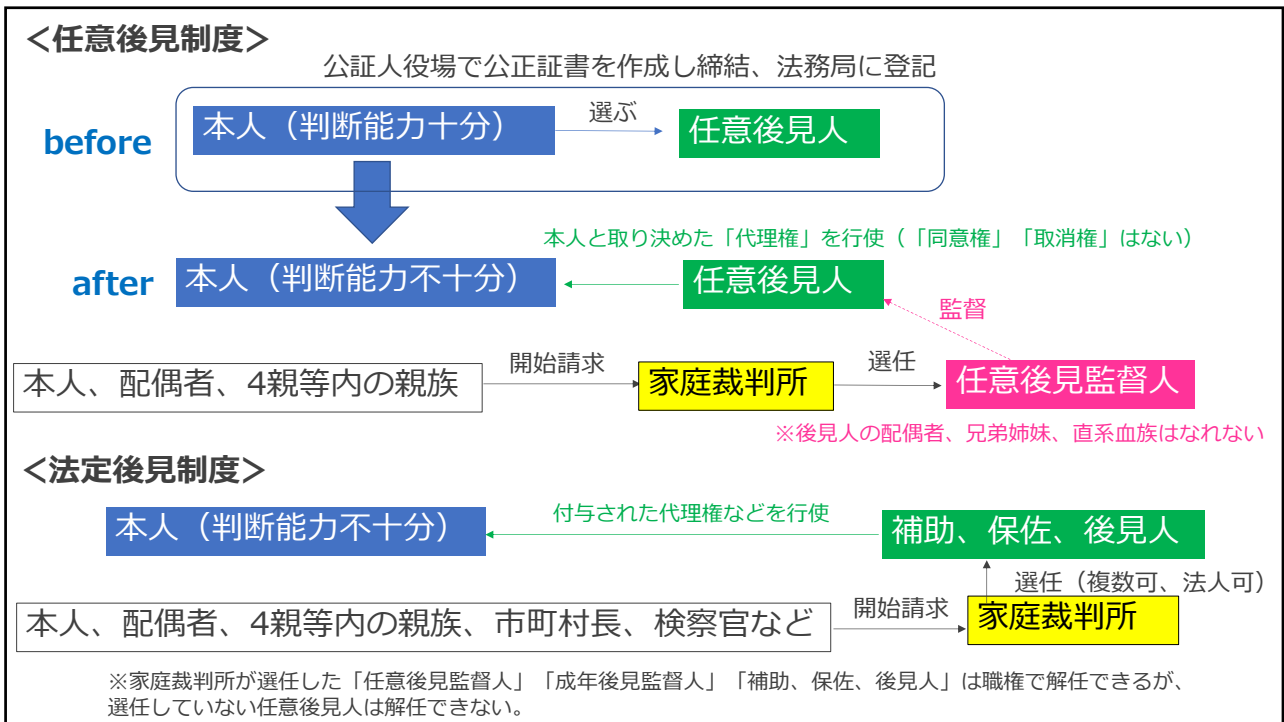
※成年後見制度と日常生活自立支援事業は併用できる。

判断能力	十分	日常生活に不安	不十分	著しく不十分	欠ける
	任意後見契約		任意後見開始		
			補助	保佐	後見
	日常生活自立支援事業				
	成年後見制度		日常生活自立支援事業		
根拠法	民法（法定後見） 任意後見契約法（任意後見）		社会福祉法		
実施主体			都道府県（指定都市）社会福祉協議会 （窓口は市町村社会福祉協議会）		
対象	<ul style="list-style-type: none"> 補助：判断能力が不十分 保佐：判断能力が著しく不十分 後見：判断能力に欠ける 		認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分だが本事業の契約内容について判断しうる能力を有する者 契約締結審査会 を設置し本人の判断能力を確認		
事業内容	財産管理 & 身上監護		<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用援助 苦情解決制度利用援助 日常生活上の消費契約や行政手続きの援助 利用料は訪問1回1200円程度 		
	成年後見制度利用支援事業（介護保険法の任意事業） 成年後見制度利用支援事業（障害者総合支援法の必須事業）		専門員：支援計画作成、契約締結など 生活支援員：具体的な援助		


模擬問題

権利擁護に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 法定後見制度の根拠法は、社会福祉法である。
- 2 任意後見制度の根拠法は、民法である。
- 3 日常生活自立支援事業の根拠法は、障害者総合支援法である。
- 4 日常生活自立支援事業の実施主体には、指定都市社会福祉協議会も含まれる。
- 5 日常生活自立支援事業の生活支援員は、原則社会福祉士でなければならない。



<成年後見制度>

	ガイドドリンコ			開始時の 本人同意	利益相反	開始時の 精神鑑定	対象
	代理権	同意権	取消権				
 助佐犬							
法定後見制度	補助	△	△	△	要	不要	判断能力が不十分
	保佐	△	○ ↔ ○	○	必ずしも 必要ない	要（原則）	判断能力が著しく不十分
	後見	○	×	○	必ずしも 必要ない	要（原則）	判断能力を欠く
任意後見制度	○	×	×	要（意思表示できないときは不要）	任意後見監督人		
未成年後見制度	○	○	○				未成年

△：家庭裁判所が認めた時

取消権の例外：日用品の購入などの日常生活行為と結婚などの身分行為
同意権の例外：結婚などの身分行為

障害者権利条約12条「障害者も他の者と平等に法的能力をもつ」に抵触？！

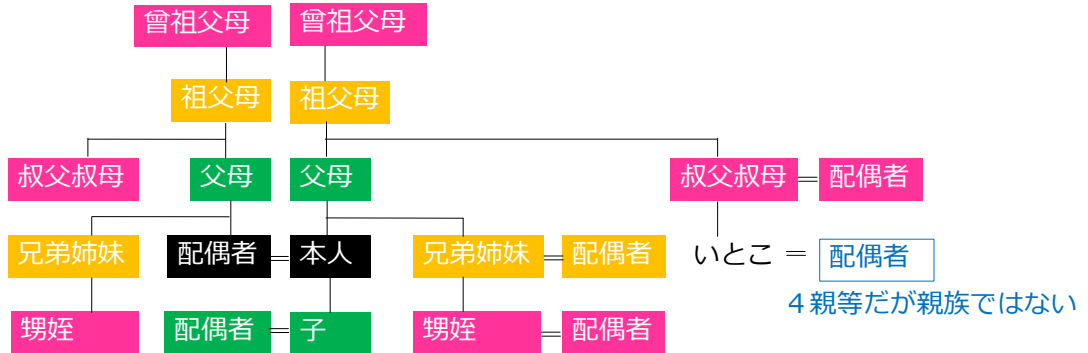
<成年後見申立>

4親等以内の親族 ※親族とは配偶者、6親等以内の血族および、3親等以内の姻族

1親等

2親等

3親等



第27回 問題80

法定後見における補助に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 補助開始の審判には、本人の同意は必要とされない。
- 2 補助の開始には、精神の状況につき鑑定が必要とされている。
- 3 被補助人は社会福祉士になることができない。
- 4 補助監督人がいない場合で利益相反するときには、補助人は臨時補助人の選任を請求しなければならない。
- 5 複数の補助人がいる場合、補助人は共同して同意権を行使しなければならない。

第35回 問題80

成年後見制度の補助に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 補助は、保佐よりも判断能力の不十分さが著しい者を対象としている。
- 2 補助開始の審判をするには、本人の申立て又は本人の同意がなければならない。
- 3 補助人の事務を監督する補助監督人という制度は設けられていない。
- 4 補助開始の審判は、市町村長が申し立てることはできない。
- 5 補助人に対し、被補助人の財産に関する不特定の法律行為についての代理権を付与することができる。

第29回 問題81

保佐及び補助に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 保佐及び補助における判断能力の判定に際して、いずれも原則として医師等の専門家による鑑定が必要である。
- 2 保佐開始及び補助開始の申立てにおいては、いずれの場合も本人の同意が必要である。
- 3 保佐開始又は補助開始後、保佐人又は補助人はいずれも被保佐人又は被補助人がした日用品の購入など日常生活に関する行為の取消しを行うことができる。
- 4 保佐開始後、被保佐人が保佐人の同意を得ずに高額な借金をした場合、被保佐人及び保佐人いずれからも取り消すことができる。
- 5 補助人に同意権を付与するには、被補助人の同意は不要である。

第33回 問題82

任意後見制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 任意後見契約に関する証書の作成後、公証人は家庭裁判所に任意後見契約の届出をしなければならない。
- 2 本人は、任意後見監督人選任の請求を家庭裁判所に行うことはできない。
- 3 任意後見契約では、代理権目録に記載された代理権が付与される。
- 4 任意後見監督人が選任される前において、任意後見受任者は、家庭裁判所の許可を得て任意後見契約を解除することができる。
- 5 任意後見監督人が選任された後において、本人が後見開始の審判を受けたとしても、任意後見契約は継続される。

第30回 問題79

任意後見契約に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 任意後見契約は、任意後見契約の締結によって直ちに効力が生じる。
- 2 任意後見契約の締結は、法務局において行う必要がある。
- 3 任意後見契約の解除は、任意後見監督人の選任後も、公証人の認証を受けた書面によってできる。
- 4 任意後見人と本人との利益が相反する場合は、特別代理人を選任する必要がある。
- 5 任意後見人の配偶者であることは、任意後見監督人の欠格事由に該当する。

第29回 問題82

次のうち、成年後見登記事項証明書の交付事務を取り扱う組織として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 法務局
- 2 家庭裁判所
- 3 都道府県
- 4 市町村
- 5 日本司法支援センター（法テラス）

第33回 問題81

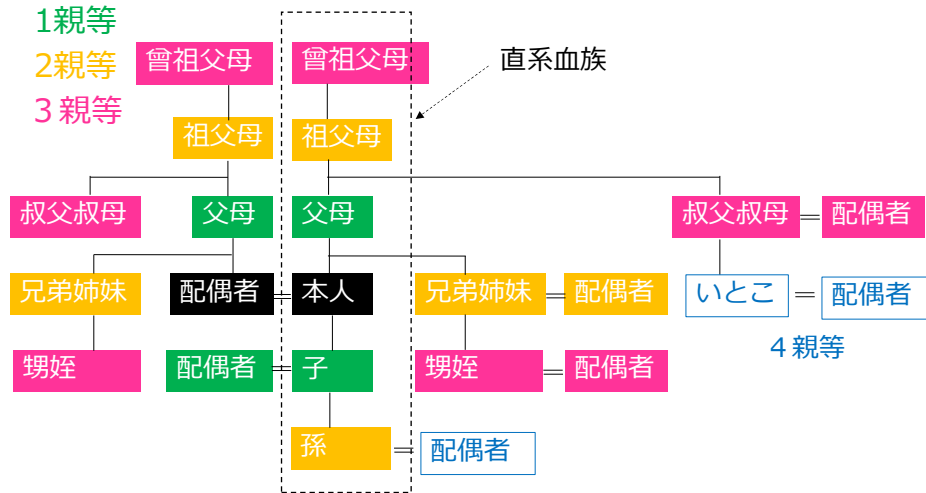
次のうち、成年後見制度において成年後見人等に対して付与し得る権限として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 成年後見人に対する本人の居所指定権
- 2 成年後見監督人に対する本人への懲戒権
- 3 保佐人に対する本人の営業許可権
- 4 補助人に対する本人の代理権
- 5 任意後見監督人に対する本人の行為の取消権

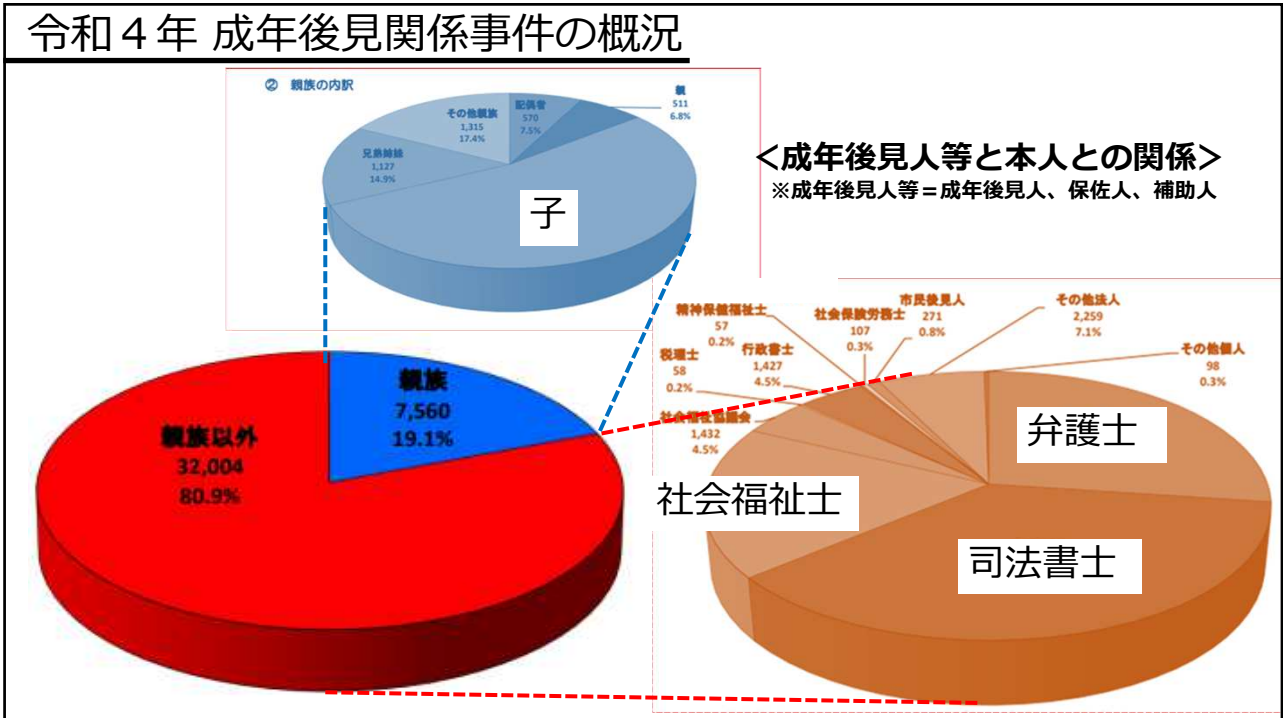
第32回 問題77

次のうち、成年後見開始審判の申立てにおいて、申立権者に含まれない者として、正しいものを1つ選びなさい。

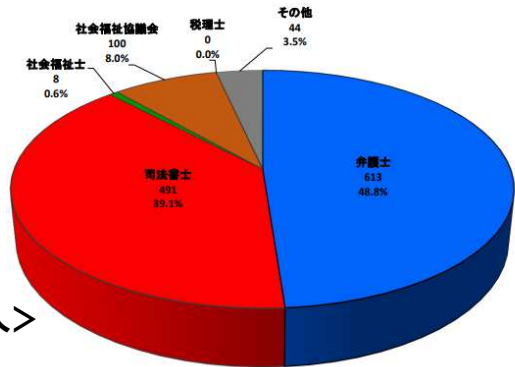
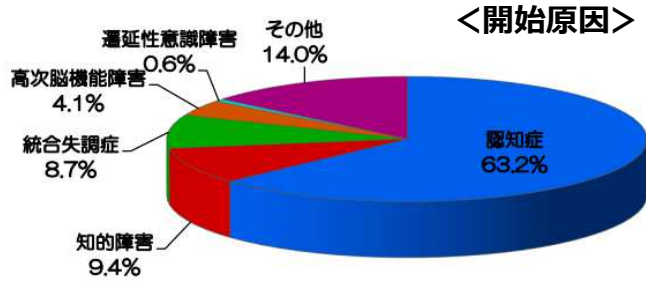
- 1 本人の孫の配偶者
- 2 本人の叔母
- 3 本人の甥
- 4 本人の子
- 5 本人のいとこの配偶者



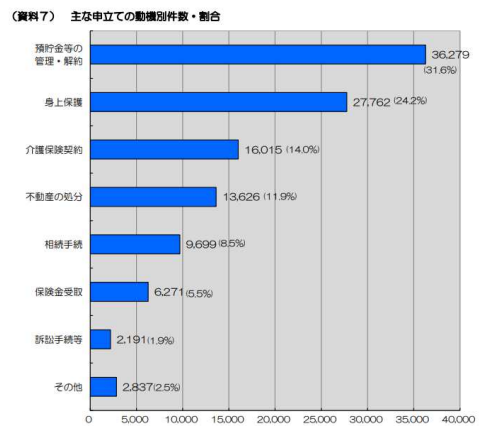
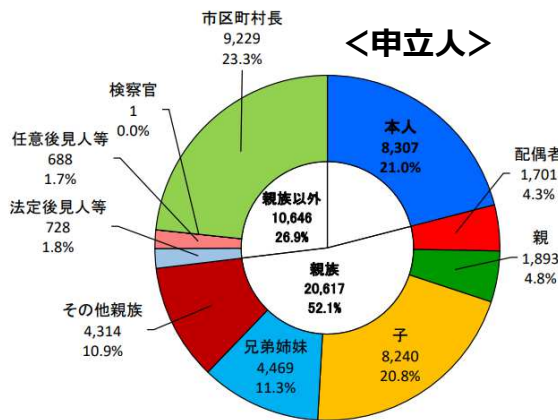
令和4年 成年後見関係事件の概況



令和4年 成年後見関係事件の概況



令和4年 成年後見関係事件の概況



<申立て動機>

令和3年 成年後見関係事件の概況	親族後見人	専門職後見人	後見人 (総合)	申立人	開始原因	申立て動機
1位	子	司法書士	司法書士	市町村長	認知症	預貯金等の管理解約
2位	その他親族	弁護士	弁護士	本人	知的障害	身上保護
3位	兄弟姉妹	社会福祉士	社会福祉士	子	統合失調症	介護保険契約

第31回 問題80

「成年後見関係事件の概況（平成29年1月～12月）」（最高裁判所事務総局家庭局）に示された、2017年（平成29年）1月から12月の「成年後見開始等」の統計に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 申立ての動機として最も多かったのは、身上監護である。
- 2 申立人として最も多かったのは、市区町村長である。
- 3 開始原因として最も多かったのは、知的障害である。
- 4 「成年後見人等」に選任された者として最も多かったのは、司法書士である。
- 5 鑑定期間として最も多かったのは、2カ月超え3カ月以内である。

（注）1「成年後見開始人等」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任のことである。

（注）2「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人及び補助人のことである。

模擬問題

「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」（最高裁判所事務総局家庭局）に示された、2022年（令和4年）1月から12月の「成年後見開始等」の統計に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

（注）1 「成年後見開始等」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任のことである。

（注）2 「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人及び補助人のことである。

- 1 申立ての動機として最も多かったのは、身上監護である。
- 2 申立人として最も多かったのは、市区町村長である。
- 3 開始原因として最も多かったのは、知的障害である。
- 4 「成年後見人等」に選任された者として最も多かったのは、社会福祉士である。
- 5 成年後見監督人に選任された者として最も多かったのは、社会福祉士である。